

国		佐賀県												
項目	日本政策金融公庫	佐賀県信用保証協会												
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	経営安定化貸付 伴走支援型特別保証制度												
	新型コロナウイルス感染症特別貸付	(特別利子補給制度)	セーフティネット保証4号(100%保証)	セーフティネット保証5号(80%保証) 一般保証(普通保険・無担保保険)										
融資限度額	別枠 8,000万円	左記の融資限度額のうち、 6,000万円以下の部分	6,000万円											
資金使途	設備資金／運転資金		運転資金／設備資金											
貸付期間 保証期間	設備・運転20年以内(内据置期間5年※1)		10年以内(内据置期間5年※1) 但し、一括返済の場合は1年以内											
貸付利率 保証料率	当初3年間 0.33%～0.60%(貸付期間で異なります) 3年経過後 1.23%～1.50%(〃、金利は変動します)		年1.3%、信用保証料0.85% (経営者保証免除を適用する場合1.05%)											
利子補給率 保証料補助	6,000万円以下の部分にかかる 0.33%～0.60%の利子		保証料0.65%相当の額を国が補助(経営者保証免除対応適用は0.85%)、 また、0.2%相当の額を県が補助											
利子補給期間	3年間		なし											
担保	無担保		必要に応じて徴求											
申込人 資格要件	<p>①最近1ヶ月間の売上高または過去6ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>②業歴3ヶ月以上1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月間の売上高または過去6ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高(業歴6ヶ月未満の場合は、開業から最近1ヶ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高</li> <li>令和元年12月の売上高</li> <li>令和元年10月から12月の平均売上高</li> </ul>	<p>下記の要件を満たせば、利子補給制度をご利用いただけます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高 ▲20%以上(※2)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高 ▲15%以上(※2)</td> <td>売上高 ▲20%以上(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>(※2) 売上高の要件比較は、左記の条件に加え、その後2ヶ月も含めた3ヶ月間の内いずれかの1ヶ月で比較。</li> <li>小規模事業者とは、卸・小売業サービス業は従業員5名以下の企業。</li> <li>それ以外、20名以下の企業。</li> <li>中小企業は、この他の中小企業。</li> </ul>		小規模事業者	中小事業者	個人	要件無し	売上高 ▲20%以上(※2)	法人	売上高 ▲15%以上(※2)	売上高 ▲20%以上(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上高等減少率20%以上であること。</li> </ul>	<p>次の①又は②のいずれかに該当すること</p> <p>①売上高等減少率15%以上であること。</p> <p>②売上高等減少率15%未満のものにあっては最近1ヶ月に対応する前年同月の売上高が、令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して、15%以上減少していること。</p>	<p>次の①又は②のいずれかに該当すること</p> <p>①最近1ヶ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること。</p> <p>②最近1ヶ月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少、かつ、前年同月の売上高がコロナ前決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること。</p>
	小規模事業者	中小事業者												
個人	要件無し	売上高 ▲20%以上(※2)												
法人	売上高 ▲15%以上(※2)	売上高 ▲20%以上(※2)												
対象業種	全業種		全業種											
申込締切	令和4年9月末(予定)		令和5年3月31日まで											

※1) 据置期間とは、元本を返済せず利子だけ支払う期間を言います。